

西南学院大学と成蹊大学との連携に関する協定書

西南学院大学（以下「甲」という。）と成蹊大学（以下「乙」という。）は、両大学の
一層の発展と地域の活性化に重要な役割を果たすため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互の大学の更なる発展を目指し、
教育、研究、地域貢献、産学連携及び国際交流等の分野で広く協力し、地域の発展と
人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について連携及び協力するものとする。

- （1）学部及び大学院における教育、研究に関する事項
- （2）学生の相互交流、共同学習に関する事項
- （3）教員の相互交流、共同研究に関する事項
- （4）職員の相互交流に関する事項
- （5）地域貢献及び産学連携、国際交流に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野に関する事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了
の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間
更新されることとし、その後も同様とする。

（個別協定）

第4条 本協定書の定める事項の実施にあたり、個別協定の必要があるものについては、
別途協議のうえ定めるものとする。

（その他）

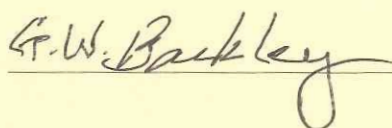
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲乙協
議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通
を保管する。

2019年 11月5日

甲 西南学院大学

学長 G.W.バークレー



乙 成蹊大学

学長 北川 浩

